

<h1>静岡市報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の4第1項の規定による消防用設備等の設置命令を行ったため、同条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により、その旨を次のとおり公告する。

令和元年11月28日

静岡市消防長 村 田 吉 伸

1 消防対象物

所在地 静岡市葵区梅ヶ島4219番地の5
名 称 銘酒館
用 途 旅館（消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1（5）項イ）

2 命令を受けた者

住 所 静岡市駿河区有東一丁目9番10号
名 称 植手 一正

3 命令事項

令和2年2月26日までに、消防法施行令第21条に定める技術上の基準に従い、上記対象物に自動火災報知設備を設置すること。